

**令和5年度第72回近畿中学校総合体育大会  
売店設置運営要項**

**1 趣 旨**

令和5年度第72回近畿中学校総合体育大会和歌山県実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者等に便宜を図ることを目的として、競技会場指定区域内への売店設置に関して、必要な事項を定めるものとする。

**2 売店設置の条件**

専門部は、競技会場の施設の管理者（以下「施設管理者」）という）に、売店設置許可申請を提出し、許可を受けるものとする。

**3 出店申請**

競技会場に出店を希望する者は、出店申請書(様式1号)に関係書類(添付書類1・2)を添付し、令和5年5月30日(火)～7月13日(木)までに、専門委員会へ提出するものとする。

**4 出店者の選定**

出店者の選定にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 営業経験、実績が豊富で、信頼できると認められる業者とする。
- (2) 過去に関係法令上の違反の処分を受けていないこと。
- (3) その他、開催市町教育委員会が特に必要と認める業者とする。

**5 出店許可**

専門部は申請内容を審査し、適当と認められる場合は、出店許可書(様式2号)を交付するように実行委員会に届け出るものとする。

**6 経費負担**

出店者は、売店の設置・運営・撤去および売店設置料等に要する一切の経費を負担するものとする。

**7 出店場所**

出店場所は、専門部が指定した場所とし、物品搬出入等の時間・経路については、事前に競技運営係と連絡を密にし、競技運営に支障がないようにする。

**8 販売物品**

販売物品は、大会参加者及び一般観覧者が必要とするもので、大会にふさわしいものとする。

- (1) スポーツ用品・大会記念品類
- (2) 土産品類  
※包装、内容、品質等において、郷土物産品としてふさわしいもの。
- (3) その他、実行委員会が大会参加者及び一般観覧者にとって必要と認めるもの

**9 遵守事項**

出店者は、営業中、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店等には、出店許可書を掲示すること。
- (2) 専門委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を行うとともに、物品搬出入は、大会及び競技運営に支障をきたさないように速やかに行うこと。
- (3) 拡声器・音響機類は使用しないこと。
- (4) 販売に伴う廃棄物は、当日中に廃棄すること。
- (5) その他、大会の趣旨を考慮し、信義に従い誠実に実行すること。

## 10 禁止事項

- (1) 出店の権利を第三者に譲渡・転貸すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された売店以外で立ち売り及び呼び込み販売すること。
- (4) 危険物及び出店申請品以外の販売をすること。

## 11 許可の取消し

専門委員会は、出店者が次の各号の一つの該当するときは、出店許可の取り消しを実行委員会に申し出ること。

- (1) 本要項及び関係法令等に違反したとき。
- (2) 専門委員会及び施設管理者が不相当と認めたとき。

## 12 損害賠償

出店者が、施設等に損害を加えたときは、施設側と協議の上、その賠償責任を負うものとする。

## 13 原状回復

出店者は、大会終了後、速やかに出店に要した諸物品を搬出し、原状に復し、専門部の検査を受けなければならない。

## 14 売店等出店申請及び出店許可手続の流れ 別紙

<別紙>

### 14 売店等出店申請および出店許可手続き

